

奈良県告示第二十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の規定により、令和四年四月七日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県食と農の振興部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十五日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者の名称	住所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日
津風呂湖漁業協同組合	吉野郡吉野町大字河原屋	奈内共第三十五号 奈内共第三十六号 奈内共第五十七号	令和四年四月七日